

## 尾鷲市農地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の貸借及び売買に関する情報を収集し、広く提供することにより、農地の有効利用、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、増加する遊休農地の発生防止及び解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地情報 貸出し又は売渡しを希望する農地の所在地番、面積、現在の利用状況、地図上の位置等の情報で個人が特定されないものをいう。
- (2) 個人情報 住所、氏名、連絡先等の情報で個人が特定されるものをいう。
- (3) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利により、当該農地の貸借又は売却を行うことができる者をいう。
- (4) 農地バンク 農地の貸借及び売買に関する情報の収集及び提供を行う業務全体をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農地バンクに登録された農地について、農地バンク以外による農地の権利移動を妨げるものではない。

(農地バンクへの登録等)

第4条 農地バンクへ農地の登録を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、農地バンク登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に登録する農地についての必要な情報を記入し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の規定により登録申請書の提出を受けたときは、その内容等について尾鷲市農業委員会（以下「農業委員会」という。）と協議し、適切であると認めるときは農地バンクに登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地バンクに登録することができない。

- (1) 登録の申請の対象となる農地にその土地を利用する権限を有する第三者がおり、その者の同意がない場合
- (2) 申請者が、前項の申請に係る土地を共有持分の所有者として管理する場合は、過半数を超える持分の所有者の同意がない場合
- (3) 申請者が、第1項の申請に係る土地を所有者の相続人として管理する場合は、過半数を超える持分の所有者からの同意がない場合
- (4) 登録の申請の対象となる農地の耕作放棄地化が進み、再生利用が困難と市長が判断した場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でない判断した場合

3 市長は農地バンクに登録したときは、申請者に対し農地バンク登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録された農地情報を尾鷲市ホームページ等に掲載し周知するものとする。

(農地の登録抹消)

第5条 市長は、前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等(以下「農地登録者」という。)から農地バンク登録抹消届出書(様式第3号)の提出があったとき又は農地バンクに登録された農地に係る所有権等に異動があったときは、農地バンクから登録を抹消する。ただし、再度の申請を妨げるものではない。

2 前項の規定にかかわらず、農地バンクに登録された農地が前条第2項格号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は登録を抹消することができる。

(農地バンク利用の要件)

第6条 農地バンクに登録された農地の借受け又は買受けを希望する者(以下「利用希望者」という。)は、農地を農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)又は農地法(昭和27年法律第229号)の規定により借受け又は買受けが可能な者に限るものとする。

(農地バンクの利用申請等)

第7条 利用希望者は、尾鷲市農地バンク利用申請書(様式第4号。以下「利用申請書」という。)に必要な事項を記入し、市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、農業委員会と協議のうえ、第7条に規定する要件を満たすものと認めたときは、利用申請書を受理するものとする。

(情報の提供)

第8条 前条第2項の規定により利用申請書を受理したときは、農地登録者に対して利用希望者の個人情報及び利用希望条件の情報を、利用希望者に対して農地登録者の個人情報及び農地情報をそれぞれ提供するものとする。

(交渉及び報告)

第9条 農地バンクに登録された農地に関する交渉及び、貸借、売買等の契約交渉(以下「契約交渉等」という。)については、農地登録者及び利用希望者(以下「各当事者」という。)間で行うものとする。

2 契約交渉等に関するトラブルについては、各当事者間で解決するものとする。

(権利の設定又は移動の申請)

第10条 農地バンクにおいて、契約交渉等が成立した場合、各当事者は、農地法の許可申請その他の必要な法的手続きにより、権利の設定又は移動について、農業委員会へ申請するものとする。

(個人情報取扱い)

第 11 条 各当事者は、農地バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために、取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。